

# 起 案 書

急・秘	情報公開の予備的判断	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (第9条第 号) <input type="checkbox"/> 非開示 (第9条第 号) <input type="checkbox"/> 非開示情報の時限 年 月 日まで 個人情報の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	分類番号 番号 040~409	<input type="checkbox"/> 発 <input type="checkbox"/> 収	起 案	平成 16 年 3 月 1 日	
		保存年限 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 1年	決 裁 平成 16 年 3 月 3 日	施 行 平成 16 年 4 月 8 日	発 送 平成 年 月 日	収 受 平成 年 月 日	先方の文書 年 月 日 第 号
あて先		発信者名 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 助役 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 市		公 印	公印管理者		
件名 新旧対照表による改正方式の導入について							
起 案 者	総 務 部		上記のことについて別紙(裏面)のとおり  導入  してよろしいか伺います。 <del>します。</del>				
	総 務 課						
	係						
	藤 本 賢 吾 						
	電話 2212						
決 裁 区 分			丁	丙	乙	(甲)	
主任 	係長	取扱主任 	課長補佐 	課長 	部長 	助役 	市長 
合議・取扱上の注意							

このことについて、別紙のとおり新旧対照表による改正方式を導入してよろしいか伺います。

1 導入時期

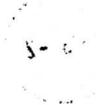
平成 16 年第 1 回臨時会

2 導入理由及び導入案

別紙のとおり

3 その他

市議会に対する導入の説明については、平成 16 年 3 月 26 日に開催される議会運営委員会で行う。



# 新旧対照表による改正方式の導入

～分かりやすい条例づくりを目指して～

## 1 導入経緯

条例等の改正については、改正箇所を「第〇条中「〇〇」を「△△」に改め…」と羅列する「改め文方式」を使っている。これは、明治以来の慣習であるが意味が極めて分かりにくく、現在、議案の参考資料としている新旧対照表で十分ではないかという案が出され、検討を行った。

## 2 検討結果・導入時期

新旧対照表方式を導入する。

具体的には、平成16年第1回武蔵野市議会臨時会（4月）から導入を図る。

## 3 導入可能な理由

- (1) 法令の改正方式を定めた法令は存在しないため。
- (2) 新旧対照表方式でも正確に改正を溶け込ませることができることが検証することができたため。
- (3) 現在も本市は、議案の参考資料として新旧対照表が使われており、導入する土壌ができているため。

## 4 導入によるメリット

- (1) 改正前と改正後の条文が示されるため、改正箇所、改正内容及び改正後の条文内容が一目で分かる。
- (2) これまで作成していた「改め文」の作成が不要となり、事務の簡素化を図ることができる。

## 5 運用方針

4のメリットを最大限活かすよう、新旧対照表の作成にあたっては、

- (1) 市民に分かりやすく
  - (2) 誰にでも簡易に改正作業をすることができる（住民ニーズに応じて速やかに改正することができる。）
- ことを念頭におき、運用していく。

## 6 実施範囲

条例、規則、訓令及び要綱の一部改正で実施する。ただし、従来の方式の方が簡易でわかりやすい場合（例えば、様式の改正で多数の改正があり、様式の全部改正の方がわかりやすい場合）は、従来方式により改正をする。

## 7 導入自治体

鳥取県（下線＋改正文方式）、春日部市（太字＋下線＋改正文方式）、岡山県玉野市等（本市が導入すれば、都内初となる。）

## 8 具体例

別添1のとおり

現在のもと同じように「説明欄」を設け、改正を分かりやすくしている（本市独自の方式）。



<p style="text-align: center;">第 4 章 (略)</p> <p>(□□□) 第 7 条 □□□。</p> <p>(○○○) 第 8 条 ○○○○○○○○○□ □□○○○。 2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ……△△△…………… ……………。</p> <p>別表第 1 (第○条関係)</p> <p>1 ○○○</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">×から○まで (略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">……………</td> <td style="width: 50%;">……………</td> </tr> <tr> <td>……………</td> <td>……………。</td> </tr> </table> <p>備考 ……○×△ ……………。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第 2 (第△条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">……………</td> <td style="width: 50%;">……………</td> </tr> <tr> <td>……………</td> <td>……………</td> </tr> <tr> <td>……………</td> <td>……………</td> </tr> </table> <p>備考 …… ……………。</p> <p>第 3 号様式 (別添 1 のとおり)</p>	×から○まで (略)		……………	……………	……………	……………。	……………	……………	……………	……………	……………	……………	<p style="text-align: center;">第 3 章 (略)</p> <p>(□□□) 第 6 条 □□□。</p> <p>(○○○) 第 7 条 ○○○○○○○○○△ △△○○○。 2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 …… ……………。</p> <p>別表 (第○条関係)</p> <p>1 ○○○</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">×から○まで (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 50px;"> </td> </tr> </table> <p>備考 ……△△△ ……………。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 号様式 (別添 2 のとおり)</p> <p>第 4 号様式 (別添 3 のとおり)</p>	×から○まで (略)				<p>章の繰上げ</p> <p>条の繰上げ</p> <p>条の繰上げ 及び字句の 改正</p> <p>字句の削除</p> <p>名称の変更</p> <p>別表の項の 削除</p> <p>字句の改正</p> <p>別表の削除</p> <p>様式の改正</p> <p>様式の追加</p>
×から○まで (略)																		
……………	……………																	
……………	……………。																	
……………	……………																	
……………	……………																	
……………	……………																	
×から○まで (略)																		

- 付 則  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(○×条例の一部改正)
  - 2 ○×条例 (平成××年武蔵野市条例第××号) の一部を次のように改

正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(□□□)            第7条 □□□。            (1)から(3)まで (略)            (4) ○○○○<u>△△△</u>○○○            ○○○。</p>	<p>(□□□)            第7条 □□□。            (1)から(3)まで (略)            (4) ○○○○<u>□□□</u>○○○            ○○。</p>	<p>字句の改正</p>

従前の改正文（平成16年第1回定例会提出）

武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中第51号を第52号とし、第8号から第50号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 精神科産業医

第2条第1項中「第13号」を「第14号」に改め、同条第2項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第3項中「なくなつた」を「なくなつた」に改める。

第3条中「第1条第14号から第48号まで」を「第1条第15号から第49号まで」に改める。

第4条中「第1条第49号から第51号まで」を「第1条第50号から第52号まで」に改める。

別表第1中 「

産業医	〃	220,800円
-----	---	----------

」 を 「

産業医	〃	220,800円
精神科産業医	〃	100,000円

に改める。」

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（提案理由）

精神科産業医の設置に伴い、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の適用範囲等について、所要の改正をするものである。

※精神科産業医の何の金額を追加したのか分からない。

今後の改正文

武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、次に掲げる非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）に支給する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8)から(51)まで (略)</u></p>	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、次に掲げる非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）に支給する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 精神科産業医</u></p> <p><u>(9)から(52)まで (略)</u></p>	<p>号の追加 号の繰上げ</p>
<p>(報酬の額及び支給方法)</p> <p>第2条 第1条第1号から<u>第13号</u>までに掲げる職員（以下「選挙管理委員等」という。）には、別表第1により報酬を支給する。</p> <p>2 新たに選挙管理委員等になった者には、その当月分から報酬を支給する。</p> <p>3 選挙管理委員等が退職、罷免又は死亡により、<u>選挙管理委員等でなくなった</u>ときは、その当月分までの報酬を支給する。</p>	<p>(報酬の額及び支給方法)</p> <p>第2条 第1条第1号から<u>第14号</u>までに掲げる職員（以下「選挙管理委員等」という。）には、別表第1により報酬を支給する。</p> <p>2 新たに選挙管理委員等になった者には、その当月分から報酬を支給する。</p> <p>3 選挙管理委員等が退職、罷免又は死亡により、<u>選挙管理委員等でなくなった</u>ときは、その当月分までの報酬を支給する。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>第3条 <u>第1条第14号</u>から<u>第48号</u>までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p>	<p>第3条 <u>第1条第15号</u>から<u>第49号</u>までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第4条 <u>第1条第49号</u>から<u>第51号</u>までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p>	<p>第4条 <u>第1条第50号</u>から<u>第52号</u>までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p>	<p>字句の改正</p>

別表第1（第2条関係）

月額で定める報酬額

職名	報酬額
議会の議員の中から選任された監査委員から産業医まで（略）	
文化財保護委員から教育相談所嘱託医師まで（略）	

別表第1（第2条関係）

月額で定める報酬額

職名	報酬額
議会の議員の中から選任された監査委員から産業医まで（略）	
精神科産業医	〃 100,000円
文化財保護委員から教育相談所嘱託医師まで（略）	

別表の項の追加

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

精神科産業医の報酬額を追加したことが明確に